

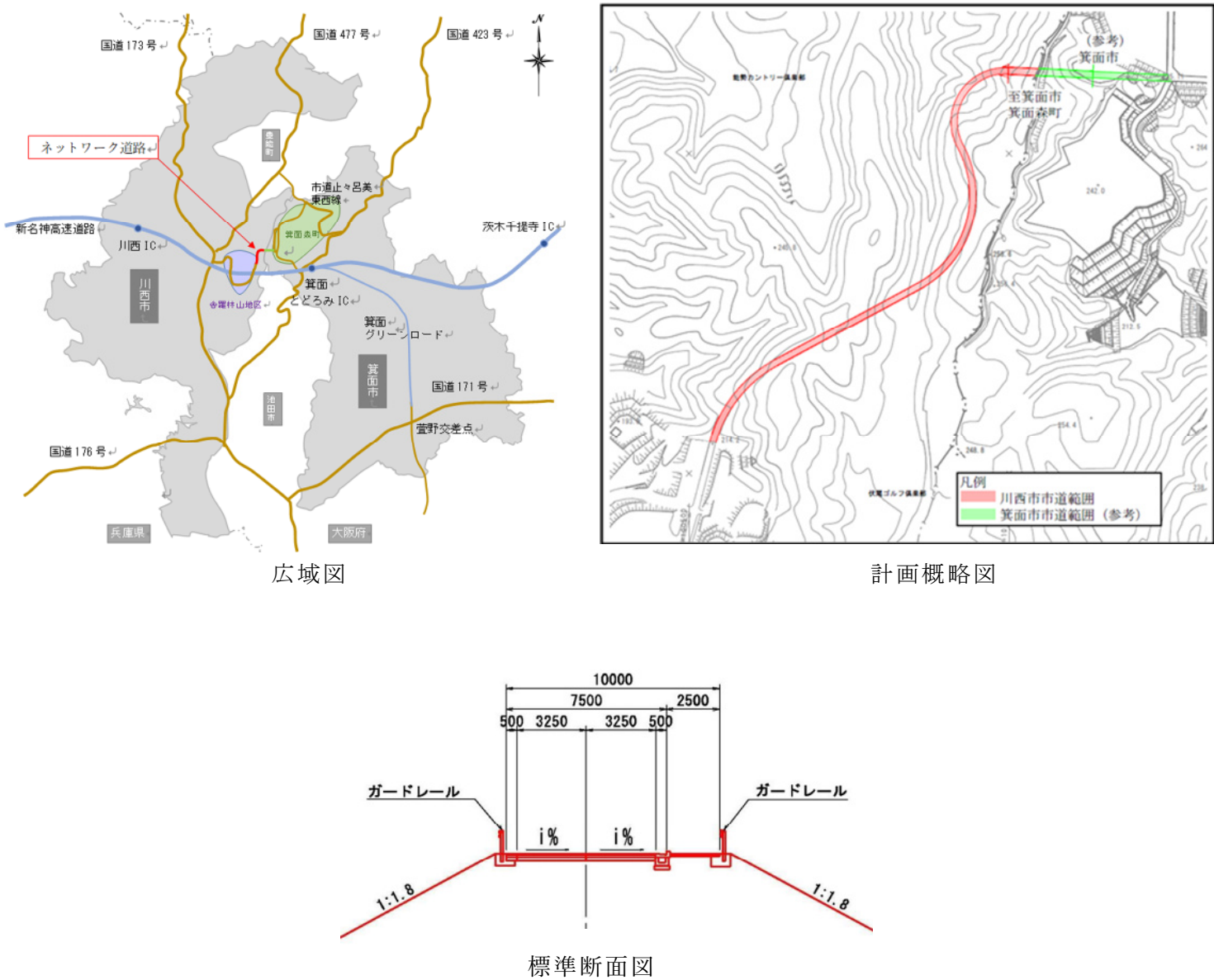
箕面市へのネットワーク道路の整備について

令和7年2月10日
建設常任委員協議会資料
資料1

1. 目的（道路の必要性）

- (1) 市北中部の災害時における交通脆弱性の解消
市北中部の東西交通を担う国道477号は、豪雨時に通行止め※となることなどから、災害時の補完ルートの整備が必要
※24時間連続雨量110ミリ超で通行止、年1回程度発生
- (2) 平時の利便性の向上
本市北中部と箕面市を結ぶことで、移動時間が短縮されるなど両市往来による地域活性化に寄与

2. ネットワーク道路の概要



< 道路諸元 >

総延長約 1.1km(川西市区域延長約 0.9km)、幅員 10m、片側歩道第4種第2級
大規模盛土区間あり、トンネル延長約 0.1km、総事業費（概算）約 20 億円

3. 箕面市との協議

舎羅林山地区と箕面森町地区を繋ぐネットワーク道路の整備に向け、箕面市と協議

- ・令和3年11月 両市で協議開始
- ・令和6年4月 基本協定書を締結（ルート案や役割分担など）
- ・令和6年12月 実施協定書を締結（民間活力を活用した整備手法の検討など）

【実施協定書の概要】

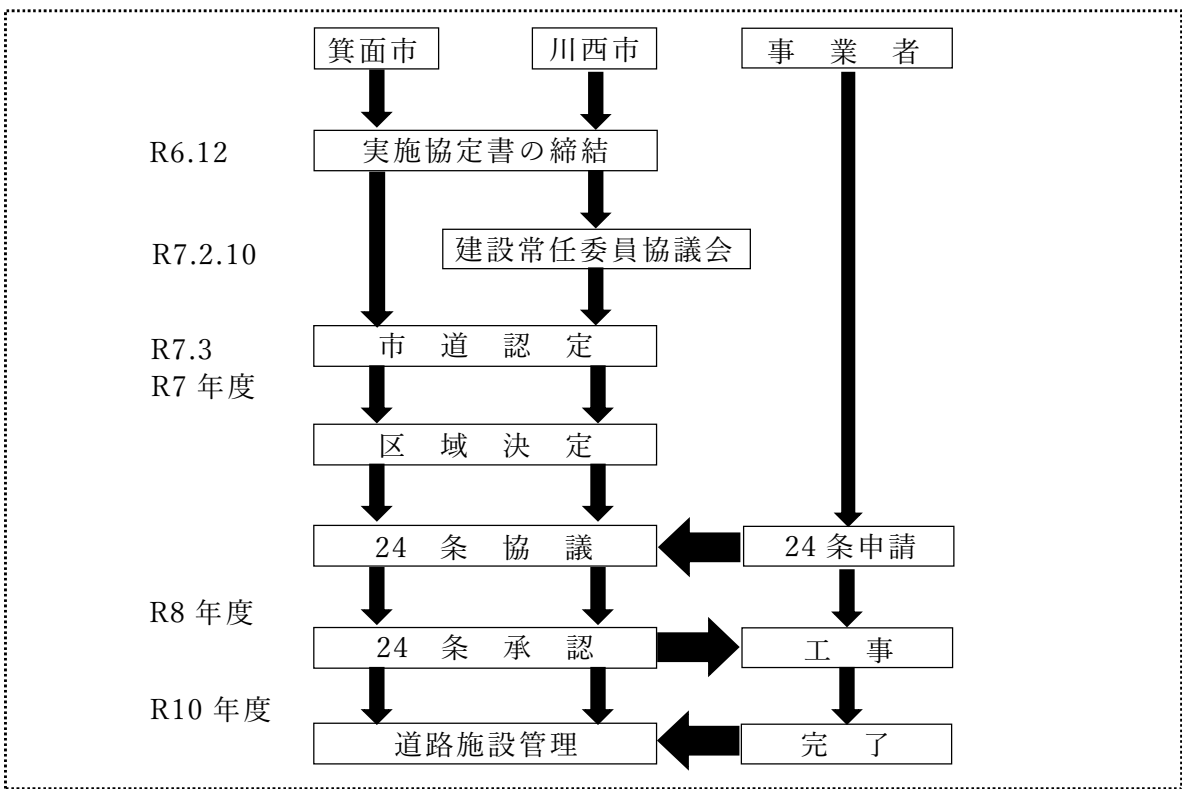
完成目標：令和10年度早期

整備手法：①当該道路の整備着手前に、各市域において道路法による路線の認定
②民間活力を最大限に活かした手法により道路整備事業の実施を検討
当該事業に要する費用負担が生じないことを前提とする

4. 民間活力を活かした手法の流れ（想定）

民間事業者による施工後、市へ帰属（道路法24条※）

※道路法24条：道路管理者の承認を受ければ道路管理者以外の者が道路に関する工事を行うことができる



< 関連資料 >

- 資料2 ネットワーク道路の整備に関する基本協定書
- 資料3 ネットワーク道路の整備に関する実施協定書
- 資料4 舎羅林山地区開発の状況

ネットワーク道路の整備に関する基本協定書

箕面市（以下「甲」という。）と川西市（以下「乙」という。）は、令和5年7月14日付
けで締結した「ネットワーク道路の整備に関する覚書」第5条に基づき、甲と乙を結ぶネッ
トワーク道路の整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、次のとおり基本協定
書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、本事業を推進することを目的とする。

（対象ルート）

第2条 本事業の対象ルートは、別紙1「対象ルート図」のBルートを基本とする。

（完成目標）

第3条 本事業の完成は、令和10年度を目標とする。

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

- （1） 甲は、乙が整理した本事業の整備手法について、甲と乙との間で協議が調った後、
速やかに本事業に必要な箕面市域の用地を確保する。本事業によって整備される箕面市域
の道路については、箕面市道として認定し管理する。
- （2） 乙は、甲に対して行政主導による整備手法を整理し、令和6年12月28日までに
甲との協議を調える。本事業によって整備される川西市域の道路については、川西市道と
して認定し管理する。

（事業実施に関する詳細協定）

第5条 甲と乙との間で協議が調った場合は、本事業の実施に関する詳細事項について、別
に協定を定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和6年12月28日までとする。ただし、第4条に基づく
甲乙間の整備手法が調わなかった場合は、甲乙協議のうえ、本協定を1年間延長できるも
のとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定める事項に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項に関
しては、甲乙協議のうえ、適切に処理するものとする。

この協定締結の証として、本協定2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月22日

(甲) 箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市長 上島 一彦



(乙) 川西市中央町12番1号

川西市長 越田 謙治郎



別紙 1
対象ルート図





ネットワーク道路の整備に関する実施協定書

箕面市（以下「甲」という。）と川西市（以下「乙」という。）は、令和6年4月22日付けで締結した「ネットワーク道路の整備に関する基本協定書」第5条に基づき、両市を結ぶネットワーク道路（以下「当該道路」という。）の整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業を円滑に実施するために具体的事項を定めることを目的とする。

（道路の規格及び整備区間）

第2条 当該道路の規格は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3条第2項第4号による幅員10m、片側歩道の第4種第2級（道路の種類は「市町村道」）とし、整備区間は川西市東畦野字長尾1番301から箕面市森町西4丁目1番1迄とする。

（完成目標）

第3条 本事業の完成は、令和10年度を目標とし、甲及び乙は相互に協力し、可能な限り早期に当該道路を供用することを目指すものとする。

（整備手法）

第4条 甲及び乙は、当該道路の整備着手前に、第2条に規定する事項に従い、各市域において道路法（昭和27年法律第180号）第8条による路線の認定を行うものとする。

2 乙は、民間活力を最大限に活かした手法により本事業を実施することを検討し、甲及び乙は、本事業に要する費用負担が生じないことを前提とする。

3 甲及び乙は、第1項の路線認定後に、当該道路に係る設計協議、交通安全等に係る公安委員会協議、本事業に関連する各種法令等に係る関係者協議及びそれらの施工協議を実施するものとする。

なお、既設道路接続部付近の交通安全対策についても、本事業に付随するものとして別途協議を実施し、必要な措置を決定した上で、前項の規定と同様に民間活力を活かした手法により実施するものとする。

（用地の確保）

第5条 甲及び乙の各市域の当該道路用地は、甲乙それぞれで確保し、甲乙の間で情報共有を図りながら進めるものとする。

（道路の管理）

第6条 甲及び乙は、第4条第1項に規定する各市域の認定道路をそれぞれが管理するものとする。ただし、甲乙にまたがるトンネル部分については、別途管理協定を締結するもの

とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定める事項に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項に関しては、甲乙協議のうえ、適切に処理するものとする。

この協定締結の証として、本協定2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月25日

(甲) 箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市長 原 田 亮



(乙) 川西市中央町12番1号

川西市長 越田 謙治郎



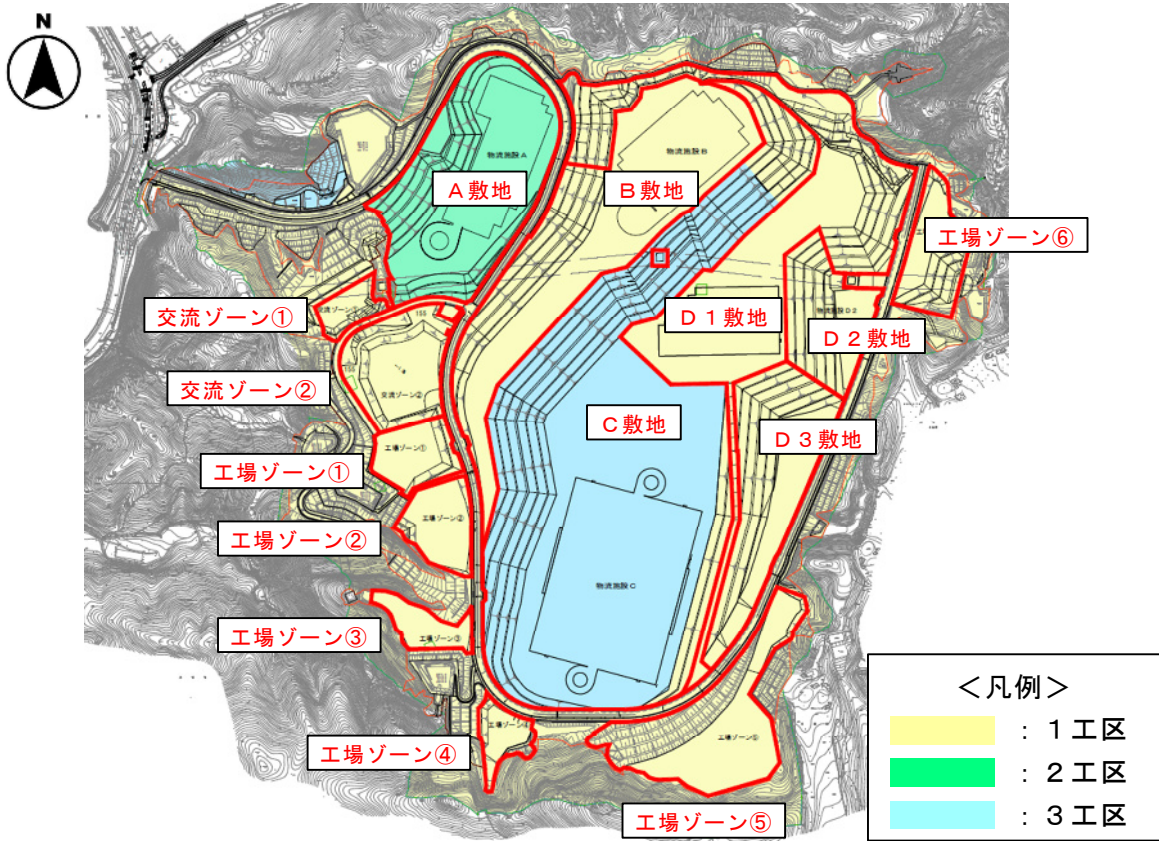
舎羅林山地区開発の状況（令和6年12月末時点）

(1) 主な開発許可の経過と概要

年月日	開発許可等	事業主	建築物の用途
令和3年12月27日	開発許可	(株)近畿興産、川西1～3 特定目的会社、ESR(株)	物流施設4棟、工場6棟
令和6年 2月26日	特定承継	(株)近畿興産、川西1～4 特定目的会社、ESR(株)	物流施設4棟、工場6棟
令和6年12月27日	開発変更許可	(株)近畿興産、川西1～4 特定目的会社、ESR(株)	物流施設6棟、工場6棟

(2) 開発工事

- ・ 完成予定：令和7年3月（1工区） 令和7年5月（2工区） 令和9年度以降（3工区）
- ・ 進捗状況：雨水排水工事、舗装工事等を実施中
- ・ 交差点改良：令和7年3月末完成予定
 交差点名「舎羅林山」
- ・ 交流ゾーン：未定



計画平面図

(3) 建築工事

箇所	延べ面積	階数	完成予定	進捗状況
A敷地 (物流施設1)	119,505.54 m ²	地上6階	令和7年 5月31日	6階躯体、1～4階内装 工事を実施中
B敷地 (物流施設2)	124,632.24 m ²	地上6階	令和7年 3月31日	6～R階躯体、1～6階 内装工事を実施中
C敷地 (物流施設3)	約422,300 m ²	地上8階 (予定)	令和9年度 以降	令和7年4月1日 着工予定
D1敷地 (物流施設4)	約63,600 m ²	未定	未定	—
D2敷地 (物流施設5)	未定	未定	未定	—
D3敷地 (物流施設6)	未定	未定	未定	—



A敷地・B敷地の工事状況（南面より）